

守口市小売商業店舗の立地に関する要綱

守口市小売商業店舗出店等に関する指導要綱（昭和５６年８月１日制定）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この要綱は、守口市域内への小売商業店舗の立地に関し必要な事項を定め、その周辺地域の総合的な生活環境を良好に保持することにより街づくりとの調和を図り、商業及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 小売商業店舗 一の建物であつて、その店舗面積が２００㎡以上１０００㎡以下の小売店並びに２００㎡以上の飲食店及び興業場をいう。
- （２） 店舗面積 営業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。

（出店計画の届出）

第３条 小売商業店舗を設置（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより小売商業店舗となる場合を含む。）しようとする者（以下「小売商業店舗設置者」という。）は、事前に出店計画を市長に届け出なければならない。

２ 前項の届出の時期は、次の各号によるものとする。

- （１） 小売商業店舗を設置しようとする建築物（以下「設置建築物」という。）が守口市開発行為指導要綱（昭和５４年５月１５日制定）第３条に該当する場合 当該申請の３月前
- （２） 設置建築物が前号に該当しないもので建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の規定による建築確認を受けなければならない場合 当該申請の３月前
- （３） 前２号に該当しない場合 工事着手の３月前

３ 小売商業店舗設置者は、第１項の届出事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認めるときは、この限りではない。

（情報の提供）

第４条 市長は、前条の規定による届出を受けたときは、次の各号に掲げる団体に届出計画内容の情報提供を行うとともに、縦覧させることができる。

- （１） 守口門真商工会議所
- （２） 小売商業店舗周辺の自治会等

(小売商業店舗設置者の責務)

第5条 小売商業店舗設置者は、店舗の設置及び運営に当たり、周辺地域の総合的な生活環境を良好に保つことにより街づくりとの調和を図るように努めなければならない。

2 小売商業店舗設置者は、第3条の規定による届出をした日から50日以内に守口門真商工会議所及び当該小売商業店舗周辺の自治会等に対し、当該届出の内容を説明するものとする。

3 小売商業店舗設置者は、前項の規定による説明を行ったときは、説明終了後10日以内に説明終了報告書を市長に提出しなければならない。

(協議)

第6条 市長は、出店計画内容に関し必要があると認めるときは、関係行政機関と協議するものとする。

2 市長は、小売商業店舗の出店が周辺地域の総合的な生活環境に著しい変化を生じさせるおそれがあると認めるときは、守口市地域商業活性化推進協議会の意見を聴くことができる。

(協議結果の通知)

第7条 市長は、前条の規定による協議及び意見聴取の結果、特に必要があると認めるときは、その要旨を小売商業店舗設置者に対し、通知する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。